

## コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備を図るため、私学助成増額・拡充を求める意見書

新潟県では、高校生の約2割が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

令和2年度より私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満世帯に上限396,000円の支援金が支給されることになった。これにより新潟県では年収590万円未満世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現した。

こうした中、多くの自治体が国の制度拡充を受け、独自の学費軽減制度を拡充し、国の支援が不十分な年収590万円を超える世帯への助成措置が講じられた。しかし、新潟県においては独自の学費軽減予算が前年度比で48.7%の減額となり、制度の拡充は行われなかった。そのため、年収250万円未満世帯に対し、入学金や施設設備費へ僅かな助成措置が行われているのみである。

こうしたことから、私立高校生家庭の学費負担は国と県の学費支援を受けても、年額約18万円から約47万円となり、5,650円の入学金負担のみの公立高校と比べ、大きな学費の格差がある。とりわけ、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念され、失業や倒産などの経済不況が県民生活を脅かす中、私立高校の保護者へ学費負担が重くのしかかり家計を圧迫している。子どもたちが学費の心配なく学校で学ぶことができるよう、学費の公私間格差の是正が強く望まれる。

私立高校の経常経費に対する助成は「経常経費2分の1以内」に限定されてきたために、教育条件においても公立との格差が生じている。全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が約8割を占めるのに対し、私立高校は約6割にとどまっており、不足分を常勤講師など期限付きの教員で補っているのが現状である。教育条件に公私間の格差が生じる大きな要因は、私立高校経常経費に対する国・県の公費支出の少なさにある。公立高校生には1人当たり約110万円の公費支出があるのに対し（平成30年度）、私立高校生には1人当たり約35万円（令和2年度）の公費支出にとどまっている。

私立高校は、「建学の精神」に基づく特色ある教育を推進し、学校独自の教育の伝統を継承しているが、そうした教育を受け継いでいくためには専任教員の存在が不可欠である。専任教員の増員を図るためには、現行の私立高校経常経費2分の1助成制度を見直し、公立高校経常経費2分の1助成制度に改めるなど、経常経費に対する助成の増額が求められる。

新潟県におかれては、コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

### 記

- 1 学費の公私間格差是正へ国の制度拡充と相まって、県独自の学費軽減制度を拡充すること。
- 2 私立高校への経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月30日

提出先

新潟県知事 花角 英世 殿